

締約国会議は、

1. 2010年までの、成果重視の世界レベルの目標を含んだ、別紙の世界植物保全戦略を採択する。
2. 国際機関及び地域機関に対し、植物多様性の損失の停止へ向けた共通の努力を促進するために、この戦略を支持し、各目標の適用を含め、その実施に寄与するよう要請する。
3. 各目標は、各国の優先度及び能力に従い、また、各国間の植物多様性の差異を考慮し、国及び/又は地域の目標を発展させる際の、柔軟なフレームワークとして見なすべきであることを強調する。
4. 締約国及び各国政府に対し、国及び/又は地域の目標を発展させ、また、適当な場合には、それらを、生物多様性国家戦略を含む関連する計画、プログラム及びイニシアティブへ組み入れることを要請する。
5. この戦略の、貧困の低減及び持続可能な開発へ寄与する潜在的な役割を強調する。
6. 特に、開発途上国、小島嶼開発途上国及び経済移行国における、本戦略の実施のための能力開発の必要性を強調する。
7. 締約国、他の各国政府、財政機構及び資金提供機関に対し、特に開発途上国、とりわけ、後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び経済移行国による本戦略の実施のための適切かつ時宜を得た援助を提供するよう要請する。
8. 第8回及び第10回締約国会議において、世界目標の達成度の観点からの進捗状況を評価し、この評価に即した追加的な指導（必要に応じ、目標の改善を含む。）を行うことを決定する。
9. 世界植物保全戦略を、生物多様性条約戦略計画の内容の範囲内での、条約に基づく成果重視型目標の使用のための試験的なアプローチとして考慮することを決定する。
10. 科学上及び技術上の助言に関する補助機関（S B S T T A）に対し、以下を要求する。
 - (a) 生物多様性条約の主題別及び横断的作業計画の定期的な評価において、本戦略の目標を考慮すること。
 - (b) 条約の主題別及び分野横断的作業計画の範囲内における、世界植物保全戦略の実施促進及びモニタリング、評価のための手法の開発及び第7回締約国会議への報告。

11. 本戦略の発展における“ グランカナリア・グループ ”の貢献を歓迎し、関係機関に対し、事務局長と協力しながら、本戦略の更なる発展、実施及びモニタリングに貢献するよう要請する。

別紙

世界植物保全戦略

A. 目的

1. 本世界戦略の究極かつ長期的な目的は、現状の継続している植物多様性の損失を停止することである。
2. 本戦略は、植物保全を目的とした既存のイニシアティブ間の調和を促進し、新たなイニシアティブを必要とするギャップを特定し、必要な資源の流動性を促進するためのフレームワークを提供する。
3. 本戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用へとエコシステム・アプローチを高め、生態系の構造及び機能における植物の欠くことのできない役割に焦点を当て、このような生態系がもたらす財及びサービスの供給を保障するための手段である。
4. 本戦略は、更に、
 - (a) 生物多様性条約の最終的な目的に関連する目標設定のための、条約の下での試験的な試みを提供する。
 - (b) 生物多様性条約の主題別の作業計画の発展及び実施のための手段として機能する。
5. 最終的かつ長期的な目的の範囲内において、以下の二次目的を設定する。
 - (a) 植物多様性の理解及び記録：
 - (i) 世界の植物の多様性について、その利用及び自然分布域、保護地域及び生息域外コレクションを含めて記録する。
 - (ii) 世界的な植物多様性及びその保護の現状と傾向並びに植物多様性への危機を監視し、危機にある植物種、植物群落及び関連する生息地、生態系を、“レッド・リスト”を考慮することを含め、特定する。
 - (iii) 利用可能な植物多様性に係る情報を管理し、利用可能にするために、統合・分散され、かつ双方向型の情報システムを開発する。
 - (iv) 自然のあるいは人間活動と関連した植物の多様性) が十分理解され、保全活動が促進されるように利用されるために、植物及び植物群落、関連する生息地、生態系に係る遺伝的多様性、系統学、分類学、生態学、保全生物学に関する調査や、生物多様性に影響を与える社会的、文化的、経済的要因に係る調査を促進する。

(b)植物多様性の保全：

生息域内（自然状態に近いもの、より管理された環境下にあるもの双方を含む）及び、生息域内での措置を補完する必要がある場合には、生息域外（原産国内であることが望ましい。）での植物多様性、植物群落及び関連する生息地、生態系の長期的な保全、管理、並びに再生措置を改善する。

戦略では、世界の植物多様性の重要地域の保全や人間社会に直接の重要性をもつ植物種の保全に特に注意する。

(c)植物多様性の持続可能な利用

(i)植物資源の非持続的利用を制御する方策を強化する。

(ii)植物多様性の持続可能な利用に基づく生計を支援し、植物多様性の利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配を促進する。

(d)植物多様性保全に関する教育及び普及・啓発の促進

植物多様性の保全及び持続可能な利用のために必要な、一般的及び政策的な支援を動員するために、植物多様性及びそれによりもたらされる財及びサービスの重要性、植物多様性の保全及び持続可能な利用の必要性を明確にし、強調する。

(e)植物多様性保全のための能力開発

(i)植物多様性保全のために必要な人的資源、関連インフラの開発、及び必要な財政支援を高める

(ii)植物の保全を支援する行動及び潜在的な相互作用を最大化するために、関係者間の連携を強め、統合する。

B．原理、範囲及び一般原則

6．植物は、世界の生物多様性にとって不可欠な役割を担っており、地球のための本質的な資源として、世界的に認知されている。基礎食料及び繊維のために利用されている少数の作物に加えて、大多数の野生種が、世界中の莫大な数の人類にとって、食料、医療、燃料、衣服、住居を与える経済的及び文化的な重要性及び可能性を有している。植物は、地球上の基礎的な環境のバランス及び生態系の安定性の維持において重要な役割を担っており、世界中の動物の生息地の重要な構成要素を提供している。現在、世界の植物種の完全な目録は完成していないが、維管束植物の総種数は30万種のオーダーであると推測されている。特に注視すべきは、生息地の改変、過剰な開発、外来種、汚染、気候変動により、多くの種が絶滅の危機に瀕しているという事実である。このような不可欠かつ膨大な量の生物多様性の消失は、世界の社会にとって最も重大な挑戦の一つを決意させる。すなわち、現在及び将来の人類にとって不可欠な植物多様性の破壊を停止することである。この世界植物保全戦略はこの挑戦に取り組むために提案されたものである。本戦略は保全を主目的とするが、持続可能な利用及び利益配分の側面も含まれている。

7. 植物に焦点を当てた戦略の原理は以下の2つの側面を有している。
- (a) 植物は一次生産者であり、多くの生態系にとっての生息地の基盤を提供している。
 - (b) 少なくとも高等植物の科学的理解は、(完全ではないにしても)他の植物群に比べて進んでいるため、有効な目標の設定は可能である。
8. 従って、本戦略は、高等植物及びコケ類、シダ植物のような比較的分類の進んでいる他の植物群に焦点を当て、植物界を対象とする。これらの分類群のための有効な目標設定は、多くの下等植物群を対象としたものよりも信頼できるものである。このことは、このような下等植物群が生態系の機能として重要でないとか、絶滅の危機に瀕していないということの意味しているわけではない。しかしながら、(少なくとも初期段階においては、)既知の分類群のための達成可能な成果に焦点をあてることによって、効率的な行動が達成される。締約国は、国レベルにおいて、低位の分類群を含めることを選択することも可能である。
9. 本戦略は、植物の遺伝的多様性、植物種、植物群落及びそれらの関連する生息地と生態系に適用する。
10. 本戦略は、世界、地域、国及び地方のレベルにおけるフレームワークを提供する。本戦略の世界的な側面は重要である。なぜなら、本戦略は、
- (a) 重要な目的、目標、行動につき、世界的な共通認識の醸成を促進し、
 - (b) (ある種の回復プログラムのような)国家を越えた必要な行動の実施の可能性を高め、
 - (c) 利用可能かつ有用な情報を最大限に活用し、
 - (d) (保全方策のような)重要かつ包括的な問題に調査を絞り込むことに利用され、
 - (e) 植物保全のための適切な基準の特定を可能にし、
 - (f) 世界的に重要な地域(世界的に絶滅に瀕している種、すなわち、“生物多様性の中心”及び、“ホット・スポット”)への支援を動員し、
 - (g) 国、地方、国際的な実体の間における協力関係を可能にするからである。
11. 世界植物保全戦略は、
- (a) 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の保証のために、アクセスと利益配分に関する生物多様性条約の規定を適用し、適切な場合には、アクセスと利益配分に関するボン・ガイドラインを適用する。食糧農業遺伝資源に関する条約と矛盾しないものとする。
 - (b) 先住民及び地域社会の知識、工夫及び慣行を踏まえ、このような知識、工夫及び慣行の所有者を是認し、参加させるとともに、条約8条(j)の実施に寄与する。
 - (c) 全ての段階での植物、植物群落と他の生態系の構成要素との間の相互作用及び生態系の機能及び過程におけるそれらの役割を認識し、条約の下で採択されたエコシステム・アプローチを適用する。エコシステム・アプローチはまた、特に、分野横断的な

協力、下位の段階への管理の適切な分権化、利益の衡平な配分、不確実さを処理することが可能で、かつ、経験と条件変化に即して改良された実施可能な管理政策の適用を意味する。

- (d) 必要な場合には生息域外保全により補完しながら、保全のための初期的なアプローチとして、生息域内保全のための方策を採用する。本戦略は、生息域内及び生息域外保全（回復計画を含む）の間の連関を探究する機会を提供する。
- (e) 科学的、社会的及び経済的問題を考慮に入れた、多くの学問領域にわたる手法を採用する。
- (f) 国レベルでの目録に関するイニシアティブを強化する。

C. 目標

12. 2010年^(注)に向けた世界的な目標は、以下のとおりであり、用語及び技術的原理は別添のとおりである。

(a) 植物多様性の理解及び記録

- (i) 完全な世界植物リストへの第1歩としての、広く利用可能な既知植物種のワーキングリストの作成。
- (ii) 全ての既知植物種の保全状況の初期的な評価の国内、地域、国際的レベルでの実施。
- (iii) 調査及び実際の経験に基づいた植物の保全と持続可能な利用のためのモデルの開発。

(b) 植物多様性の保全

- (iv) 少なくとも、世界の各生態学的な地域の10%を、効果的に保全する。
- (v) 植物の多様性のために最も重要な地域のうちの50%の保全を確実なものとする。
- (vi) 少なくとも、生産地の30%を、植物多様性保全に合致した形で管理する。
- (vii) 世界の絶滅危惧種の60%を生息域内において保全する。
- (viii) 絶滅危惧植物種の60%をアクセス可能な状態で生息域外において保全し（原産国での生息域外保全が望ましい。）、それらのうちの10%を回復計画の対象に含める。
- (ix) 穀物その他社会・経済的価値のある主要な植物種の遺伝的多様性の70%を保全し、関連する先住民及び地域の知識を維持する。
- (x) 少なくとも、植物及び関連する生息地、生態系を脅かす100種の主要な外来種に対する管理計画を実施する。

(c) 植物多様性の持続可能な利用

- (xi) 国際貿易により危機にさらされている植物種をなくす。

(注) 2010年という目標年次は、生物多様性条約戦略計画の目標年次に合わせたものである。

(xii) 植物由来の製品の30%を持続的に管理されている生産地からもたらされるものにする。

(xiii) 植物資源の減少並びに持続可能な生計、地方の食料安全及び健康の維持増進に資する関連する地方又は先住民の知識、工夫、慣行の損失を停止させる。

(d) 植物多様性に関する教育及び普及・啓発の促進

(xiv) 植物多様性保全の重要性と保全の必要性を、コミュニケーションや教育・普及啓発のための計画を組み入れる。

(e) 植物多様性の保全のための能力開発

(xv) この戦略の目標を達成するために、国内のニーズに従い、植物保全に従事する適切な能力を備えた訓練された人員を増加させる。

(xvi) 植物保全活動のためのネットワークを国際レベル、地域レベル、国レベルにおいて設立/強化する。

13. これらの目標は、政策の策定のためのフレームワーク及びモニタリングのための基礎を与える。このフレームワークの範囲内で設定される国毎の目標は、植物多様性の違いを考慮にいれた国レベルでの優先度及び能力に従い、国により異なることもある。

D. フレームワークとしての世界植物保全戦略

14. 本戦略は、条約の下での既存の主題別及び分野横断的な作業計画に類似した“作業計画”を意味するものではない。それゆえに、詳細な活動、期待される成果等を含んでいない。更に本戦略は、成果重視の目標（これらは、条約の下で使用されている“過程”目標とは異なる。）を設定することによりフレームワークを提供している。これらの目標達成に必要な活動は、このフレームワークの範囲内において展開されると思われる。多くの場合、活動はすでに実施中であり、既存のイニシアティブに含まれていると思われる。これらの活動は以下を含む。

(a) 生物多様性国家戦略及び行動計画並びに関連する分野別、分野横断的な計画、プログラム、政策の範囲内での植物の保全を目的とした活動。この観点から、締約国及び政府は、本戦略の各国の計画、プログラム及び政策への統合について報告することが望ましい。

(b) 既存の関連するイニシアティブのもとでの活動、特に、生物多様性条約戦略計画、ワシントン条約（CITES）の植物委員会、国際植物保全条約（IPPC）、食糧農業遺伝資源に関する条約、ヨーロッパの野生生物及び生息地の保護に関するベルン条約、FAO食糧・農業の遺伝資源のための世界行動計画、UNESCOの人間と生物圏計画（MAB）、世界侵入種プログラム（GISP）の世界戦略、IUCN生物種保存委員会の植物保全プログラム、世界植物園保全アジェンダ、世界植物園協会の活動、WWFとUNESCOの人と植物プログラム、ヨーロッパ植物保全戦略の様な地域活動

(c)アクセスと利益配分、持続可能な利用、指標、外来種、世界分類学イニシアティブ、第8条(j)の関連事項のような横断的課題のみならず、農業の生物多様性、森林の生物多様性、内陸水の生物多様性、海洋・沿岸の生物多様性及び乾燥・半乾燥地の生物多様性を含めた、生物多様性条約の各作業計画の下での関連活動

15. 本戦略及び16の目標は、政策決定者及び公衆の意見のためのフレームワークを提供し、植物保全を達成するために必要な改善措置を促進することを目指している。国際社会で採択された明確かつ不変で長期的な目標は、植物多様性への脅威に取り組むための解決策の策定の必要性を、政府、民間、市民社会といった全ての段階で認識することに寄与する。各目標が広く理解され、公衆の意見を喚起するために、各目標は、明確かつ簡潔さを適切に維持することが必要である。各目標は、逐語的に理解されるよりも、むしろ、共通認識として理解されるべきである。各目標が、有効に機能するために、包括的な目標設定をするよりむしろ、戦略的な活動に焦点を絞るべきである。植物多様性の重要地域、植物多様性への脅威、植物、植物群落及び関連する生息地及び生態系を脅かす主要な外来種に関する科学的に重要な新たな知見が裏付けられた場合には、各目標は見直され、必要な改訂が行われる場合もある。

F. 本戦略を発展させ実施するために必要な更なる作業

16. 本戦略実施のための方策は、国際レベル、国内及び地方レベルにおいて、実施される必要がある。このことは、各国毎の目標の設定及び生物多様性国家戦略を含む関連する計画、プログラム及びイニシアティブへの統合を含む。国レベルの目標は、植物多様性のレベル及びその国の優先課題の違いに従い、国毎に異なるものである。多国間及び二国間の融資機関は、それらの融資活動が、本戦略及びその目標を支援し、逆行するものではないことを保障するための政策・対策を講じることを検討するべきである。

17. 各目標毎に、活動の範囲が明確にされ、サブ目標またはマイルストーンが設定される必要があるかもしれない。目標の達成に向けた進捗状況をモニターするために、基準値及び一連の指標の設定が必要になるかもしれない。このことは、(各国の"レッドリスト"のような)関連する国内・国際的な資料を利用し、クリアリング・ハウス・メカニズムをフルに活用することになる。

18. おそらく、生物地理学的なアプローチを用いた、本戦略の地域構成が行われるかもしれない。

19. 各締約国に加えて、本戦略の発展・実施に際しては、以下を取り込まなければならない。

(a)国際的なイニシアティブ(例:政府間機関、国連機関、多国間援助機関)

(b)保全及び調査機関(保護地域管理委員会、植物園、ジーン・バンク、大学、研究所、NGO及びNGOのネットワークを含む。)

(c)社会及び主要なグループ（地方及び先住民の社会、農民、女性、若者を含む。）

20．本戦略の実施促進及びこれらのイニシアティブ間の協力促進のために、事務局長は関係者と協力する。完全な参加を保障するため、パラ 19 に示された実施者は、国連の地理的な区分のみならず、生物地理学的な地域も反映しなければならない。

付録

世界植物保全戦略の 16 の目標のための用語及び技術的根拠

A．植物多様性の理解及び記載

目標 1：世界の植生の完全把握への第 1 歩としての、広く利用可能な既知植物種のワーキング・リストの作成。

既知種のワーキング・リストは植物保全のための基礎的な必要を満たしていると考えられている。この目標は、2010年までに達成されると考えられる。最終的なリストを完成させるというよりはむしろ、“ワーキング”リストとして考えるべきであり、既知種に限定される（現在、約 27 万種で 2010 年までに 10～20% ほど増加するだろう。）。これら 27 万種に対して、およそ 90 万種類の命名が行われている。結果として本目標は、名前とシノニム及び分布域に焦点を当てた既存の知識の編集・統合を必要とする。この観点から、国内の植物相と編集及び国際的イニシアティブの双方が重要である。このリストはインターネットを通じて利用可能にすることができ、CD-ROM 及び印刷物での利用も可能とする。完全な世界植物相の作成を目的とした長期的目標の基礎をおくためには、現地の呼称の記載を含め、国・地域レベルの植物相に関する更なる作業が必要である。

目標 2：全ての既知植物種の保全状況の初期的な評価を国内、地域、国際的レベルで実施。

国際的に用いられている基準に従い、6 万種以上の保全状況が評価されており、そのうち 3 万 4 千種が世界的絶滅危惧種として分類されている（IUCN, 1997）。加えて、多くの国では、各国の植物相の保全状況の評価を行っている。現在 27 万種の植物が知られているが、評価されていない種を完全に評価するための十分な情報は、ごく一部の種においてのみ利用可能である。したがって、残りの“情報不足”種に対する“初期的な”評価が行われることになる。より包括的な評価が実施されるためには、引き続き、更なるフィールドワークが、不可欠になる。

目標 3：植物の保全と持続可能な利用のためのモデルの開発。

保全生態学の調査及び方法論並びに実行可能な保全技術は、植物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用にとって、基本的なものである。これらは、既存の又は新たな調査結果及び応用可能な管理経験に基づいた、ベストプラクティスの適用のための関連モデル・プロトコルの開発及び効果的な集積を通じて適用される。ここでいう“プロトコル”は、植物の保全及び持続可能な利用に関する行動を如何に行うかということについての

実行可能なガイダンスとして理解される。プロトコルによるモデルの開発が必要な重要分野には、生息域内及び生息域外保全の統合、生態系内での絶滅危惧種の保護、エコシステム・アプローチの適用、持続可能な利用と保全のバランス、保全の優先度の設定、保全及び持続可能な利用の活動の監視のための方法論が含まれる。

B．植物多様性の保全

目標4：少なくとも、世界の各生態学的な地域の10%を、効果的に保全する。

陸地の約10%が保護地域で覆われている。一般に、森林及び山岳地域が保護地域としては代表的である一方で、(プレーリーのような)自然草原、沿岸域、入江・河口域の生態系(マングローブを含む。)は、殆ど保護地域化が進んでいない。本目標は、(i)異なる生態的地域の保護地域化の促進、(ii)保護地域の効率性の増加を意図するものである。一部の生態的地域については、既に10%以上の保護地域化が進んでいるために、“少なくとも”という限定詞を用いている。ある場合には、生態系の再生・修復が必要となるであろう。効果的な保全とは、当該地域が、植物種及び植物群落のための適切な保全状況の達成のために管理されていることを意味する。植生の主要なタイプに基づく生態的地域の特定方法は様々である。将来、更に高い目標が設定されるであろう。

目標5：植物の多様性のために最も重要な地域のうちの50%の保全を確実なものとする。

植物の多様性のために最も重要な地域は、固有性、種の豊かさ及び/又は生息地の独自性(残存生態系を含む。)を含む基準に従い、また、生態系サービスの供給を考慮に入れて特定される。これらは、まず初期的に、地方及び国レベルにおいて特定される。“保全”は保護地域を含む効果的な保全方策を通じて、“保証”される。重要な植物地域の地域イニシアティブ及び重要な鳥類の生息地の類似のアプローチの結果は、2010年までに50%という数値目標が現実的であることを示唆している。長期的には、全ての重要な植物地域の保全が保証されるべきである。

目標6：少なくとも、生産地の30%を、植物多様性保全に合致した形で管理する。

本目標の目的において、“生産地”は、主要な目的が農業(畜産を含む。)牧草地、又は木材生産である土地を意味する。“植物多様性保全に合致した”は、多くの目的が、このような生産地の管理へ統合されることを意味する。すなわち、

- ・ 生産システム自体にとり不可欠な一部分となっている植物多様性の保全(すなわち、穀物、牧草又は樹種及び遺伝資源)
- ・ 重要かつ脅威にさらされている生産景観における他の植物種の保全又は、特に重要な社会・経済的価値の保全。
- ・ 周囲の生態系における植物多様性への顕著に不利な影響を回避する管理活動を行うこと。例えば、農薬の過剰利用や持続可能でない土壌浸食の防止によって。

統合生産手法は、統合害虫管理、保全農業、植物遺伝資源の農場管理を含めて、農業への適用事例が増加してきている。同時に、持続可能な森林経営も広く普及している。この

ような背景及び使用されている用語の理解からして、本目標は妥当である。自然林及び半自然林・草原に対しては、更に高い目標設定が可能である。

目標7：世界の絶滅危惧種の60%を生息域内において保全する。

ここでいう、生息域内での保全は、種の個体数が、少なくとも一つの保護地域又は他の生息域内管理手法によって、効果的に維持されていることを意味する。ある国にとっては、この数値目標はすでに達成済みであるが、多くの国にとっては、更なる努力が必要となる。本目標は、全ての絶滅危惧種の効果的な生息域内保全へ向けた第1歩として、考えるべきである。

目標8：絶滅危惧植物種の60%をアクセス可能な状態で生息域外(原産国内が望ましい)において保全し、それらのうちの10%を回復計画の対象に含める。

現在、1万種以上の絶滅危惧種(既知の絶滅危惧種のおよそ30%)が、生きた状態でのコレクション(植物園、シード・バンク、組織培養コレクション)によって維持されている。2010年までに、この数値目標は、追加的な資源、(特に保存不適合種子のための)技術開発、技術移転があれば、達成可能であると考えられている。この目標の範囲内において、極度に絶滅に瀕している種に優先度を置くべきであり、このような種に関しては、90%という数値目標が達成されるべきである。現在、約2%の絶滅危惧種が回復計画により措置されていると推測されている。従って、10%という数値目標が設定されている。

目標9：穀物その他社会・経済的価値のある主要な植物種の遺伝的多様性の70%を保全し、関連する地域及び先住民の知識を維持する。

適切な戦略があれば、ある穀物の遺伝的多様性の70%は、比較的小さなサンプルの中に封じ込めることが可能であることが、論証されている。したがって、全ての穀物種にとって、この目標は、容易に達成可能である。約200~300の穀物種の遺伝的多様性の70%は既に、ジーン・バンクによる生息域外保全によって保全されていると推測される。遺伝的多様性は、また、農場経営を通じても保全される。地域社会との協力によって、関連する地域及び先住民の知識もまた、維持することができる。ジーン・バンクと農場、他の生息域内手法との連携により、本目標は、主要な飼料種や樹種のみならず、全ての穀物種について達成される。医療用植物のような、主要な社会・経済的に重要な種は、各国の優先度に従い、個別に選択することができる。各国の連携活動を通じて、約2~3千種をカバーすることが可能である。

目標10：少なくとも、植物及び関連する生息地、生態系を脅かす100種の主要な外来種に対する管理計画を実施する。

固有種、自生している植物群落及び関連する生息地及び生態系を、“主要な”と考えられるほどに脅かしている外来種の種数に関しては、信頼できる、合意された推測は存在しない。従って、このような主要な外来種の種数に関する目標値が推定されるべきであることが推奨されている。“すくなくとも100”という言葉は、適切であると考えられている。100の外来種は、各国の優先度に基づき選定され、また、地域、世界レベルでの重

要性も考慮に入れて行われる。多くの外来種について、植物・植物群落及び関連する生息地、生態系が外来種により脅かされている国毎に、異なる管理計画が必要とされている。本目標は、植物、植物群落及び関連する生息地、生態系を脅かす全ての外来種のための管理計画の策定に向けた第1歩として設定されるものである。

C. 植物多様性の持続可能な利用

目標11：国際貿易により危機にさらされている植物種をなくす。

本目標は、国際貿易により現実に脅威にさらされている植物種に焦点を当てたものであることから、より正確な内容となっている。本目標は、達成可能であり、目標12を補足するものである。野生植物のうち、国際貿易により脅威にさらされている種は、CITESの別表1に掲載されているものに限らない。本目標は、“全ての野生植物種は、国際貿易に起因する持続可能でない開発に影響を受けない”とするCITESの戦略計画（2005年まで）の主目標と整合するものである。

目標12：植物由来の製品の30%を持続的に管理されている生産地からもたらされるものにする。

“植物由来の製品”には、食品、木材、紙及び他の木質製品、他の繊維製品、装飾品、医薬品、他の植物の直接利用が含まれる。“持続的に管理されている生産地”には、以下が含まれる。

- ・（産物の過収穫又は生態系の他の構成物への悪影響を回避することにより）持続的に管理されている自然及び半自然。一部の原生林及び原生状態に近い生態系からの資源の商業的な採取を除く。
- ・ 持続的に経営されている林地及び農用地。

双方の場合において、持続可能な経営は、（公正で衡平な利益の共有及び先住民、地域社会の参加のような）社会・環境的考慮を統合するものとして理解されるべきである。

進捗状況の把握のための指標としては、以下を含む。

- ・ 直接的な測定。 例：（有機農産物、認証された木材、持続可能な林業・農業のための適切な活動を分類する中間基準のような）関連する認証基準に合致する産物
- ・ 非直接的な測定。 例：農業システム分析に基づき、統合された生産方法の適用を考慮した、持続可能又は持続可能な状態に近い生産地からの産物。進捗状況の評価は、持続可能な農業及び森林経営の基準・指標の開発により、支援される。

認証された有機農産物や木材は現在、世界の生産物の約2%を占めている。いくつかの生産物のカテゴリーにおいては、10~20%が中間的基準に合致する事例が存在する。このことから、本目標は達成可能であると考えられる。一部のカテゴリーにおいては、達成がより難しく、また、進捗状況の評価もより困難であることを認識した上で、本目標は、植物由来の製品の各カテゴリーに適用される。実施に際しては、生物多様性条約の農業の生物多様性に係る作業計画に即し、産物・製品毎のアプローチ及び分野横断的なアプローチとの間の連携が必要である。

目標13：植物資源の減少並びに持続可能な生計、地方の食料安全及び健康の維持増進に資する関連する地方又は先住民の知識、工夫、慣行の損失を停止させる。

植物多様性は、生活、食糧安全及び医療を支えている。本目標は、“現在の環境資源の損失傾向を、2015年までに、世界及び国レベルにおいて、効果的に逆転させる。”という、広く合意された国際的な開発目標の一つに即したものである。2010年までに損失を停止し、それ以降に逆転に転じることは、現実的であると考えられている。関連する植物資源及びこれらの損失に取り組むための方策は、現地の状況により異なるものであり、したがって、実施に関しては、地域主導でなければならない。本目標の範囲は、植物資源及び関連する伝承民族植物学的な知識を包含するものとして理解される。関連する地域及び先住民の知識の損失に取り組む方策は、生物多様性条約第8条（j）及び関連条項の作業計画に即して実施されなければならない。

D．植物多様性に関する教育及び普及・啓発の促進

目標14：植物多様性保全の重要性と保全の必要性を、コミュニケーションや教育・普及啓発のための計画に組み入れる。

植物多様性の重要性に関する情報交換、教育及び公衆の啓発促進は本戦略の全ての目標の達成にとって本質的な課題である。本目標は、全てのレベルにおける公式、非公式な教育双方を含んでおり、初等、中等、高等教育を含むものである。鍵となる対象者としては、子供や学生のみならず、政策立案者や一般市民をも含む。全般的な目標の達成に向けた進捗状況の監視のための特定の指標の設定につき考慮されなければならない。特定目標の対象者についての指標の設定が有効かもしれない。植物多様性に関する教育の戦略的重要性を認識し、本問題は、環境に関するカリキュラムのみならず、教育政策の広い範囲をも包含しなければならない。

E．植物多様性の保全のための能力開発

目標15：この戦略の目標を達成するために、国内のニーズに従い、植物保全に従事する適切な能力を備えた訓練された人員を増加させる。

本戦略に含まれる目標の達成のためには、多くの能力開発、特に、適切な施設の利用とともに、保全活動従事者の育成のための能力開発に取り組むことが必要である。研修計画に加えて、本目標の達成のためには、関連施設の維持管理のための長期的な約束も必要である。“適切な能力”とは適切な技術的、制度的、財政的資源を含むものとして理解される。能力開発は、国内のニーズ・アセスメントに基づかなければならない。植物保全に携わる訓練された全世界での人員数は2010年までに倍増することが必要であると思われる。現在の、生物多様性と専門技術との間の地理的な不均衡を考えれば、多くの開発途上国、小島嶼開発途上国、経済移行国においては、2倍以上の能力が必要と考えられる。増加した能力は、特に社会レベルにおける、サービスの質の向上のみならず、増員されたスタッフ及び他の関係者の訓練をも含むものとして理解されるべきである。

目標16：植物保全活動のためのネットワークを国際レベル、地域レベル、国レベルにおいて設立／強化する。

ネットワークは、コミュニケーションを高め、情報、ノウハウ、技術の交換のためのメカニズムを提供する。ネットワークは、本戦略の全ての目標の達成のための多くの関係者間での努力の調整において重要な要素を提供する。また、活動の重複の排除や資源の配分の効率化にも資するものである。効率的なネットワークは、植物保全問題への共通のアプローチの開発、政策・優先度の共有、異なるレベルにおけるこのような全ての政策の実施事例の集積のための手段を提供する。また、保全に関連する異なる分野間での連関の強化にも寄与する（例：植物学、環境、農業、森林、教育分野）。ネットワークは、全てのレベルにおいて、実地での保全活動と協調、監視及び政策策定の間における本質的な連関を提供する。本目標は、必要に応じた新たなネットワークの策定のみならず、既存のネットワークへの参加の拡大も含むものと理解される。